

| | | |
|---|---|--------------|
| 締約国に関する情報 NO | ノルウェー 一般情報 | 附属書 B1 NO |
| 国内官庁の名称 | Norwegian Industrial Property Office (ノルウェー工業所有権庁) | |
| 所在地 | Sandakerveinen 64, 0484 Oslo, Norway | |
| 郵便のあて名 | Postboks 8160 Dep., N-0033 Oslo, Norway | |
| 電話番号 | (47-2) 238 73 00 | |
| ファクシミリ装置 | (47-2) 238 73 01 | |
| 電子メール | post@patentstyret.no | |
| インターネット | www.patentstyret.no | |
| PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法 | ファクシミリ装置及び電子メール | |
| 送付することができる書類の種類 | すべての書類 | |
| 書類の原本提出義務 | 送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替え用紙であり、ファクシミリによる送付であった場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない | |
| 国際出願に関する通知の写しを電子メールで送付するか？ | 送付しない | |
| 郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1) | 受理しない | |
| ノルウェーの国民及び居住者のための管轄受理官庁 | 出願人の選択により、ノルウェー工業所有権庁、欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照) | |
| 国内法令 ¹ は欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか？ | 次の場合、出願は制限される： ノルウェー国内で行われた発明 居住者による出願 居住者が所有する発明 | |
| ノルウェーが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 | 国内保護：ノルウェー工業所有権庁 (国内段階参照) 欧州特許：欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照) | |
| ノルウェーを選択できるか？ | できる (PCT第二章に拘束) | |

[次頁に続く]

1 特許法第71条及び国防上の重要発明に関する法律 (1953年6月26日の法律No. 8, 2002年1月1日最新改正)。

| NO | ノルウェー (続き) | NO |
|---|---|----|
| PCTに基づき取得可能な保護の種類 | 国内：特許 欧州：特許 | |
| 国際型調査に関するノルウェーの規定 | ノルウェー特許法第9条及び規則第29条 | |
| 国際公開に基づく仮保護 | <p>国内特許を目的とする指定の場合： 国際公開の後、ノルウェー語若しくは英語による翻訳文、及び翻訳文若しくは出願が英語によるものであれば請求の範囲のノルウェー語による翻訳文の提出によって、出願人に対し特許の付与に基づき補償金を受ける資格が認められる可能性があるという意味での仮保護が与えられる。損害賠償は、事情により相当であると判断される範囲に制限され、また仮保護は、当該出願と特許の双方の請求の範囲に記載されている事項の範囲に限られる。その他の責任の条件及び制限に関しては、特許法第33条、第58条及び第60条を参照。</p> <p>欧州特許を目的とする指定の場合： 出願の請求の範囲のノルウェー語による翻訳文に関する国内要件を満たしている場合には、特許付与時に仮保護が与えられる。仮保護によって出願人は補償金を受ける資格が認められる可能性がある。仮保護は出願及び特許の双方の請求の範囲に記載されている事項の範囲に限られる（ノルウェー特許法第66g条）。</p> | |
| ノルウェーが指定（又は選択）されている場合の有益な情報 | | |
| 国内保護について | | |
| ノルウェーが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期 | 願書中に記載するか、又は後で提出することができる。PCT第22条又は39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。 | |
| 微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？ | あり（附属書L参照） | |
| 欧州特許については、附属書B2の欧州特許機構（EP）を参照 | | |